

第1章 計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

平成12(2000)年に介護保険制度が創設されてから、社会情勢や高齢化の進行に伴って制度の改正やサービスの充実が図られ、今では介護の問題を社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきました。

わが国では、平成27(2015)年以降、総人口が減少に転じていく中で、高齢者の占める割合がますます増加しており、団塊の世代のすべての人が75歳以上となる令和7(2025)年、さらにいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、高齢者人口がピークを迎えると予測されています。これと同時に、生産年齢人口の減少が加速すると見込まれており、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを超える地域もあるなど、人口構成の変化や医療・介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なると予測され、各地域の実情を踏まえて持続可能な制度を確保していくことが重要となっています。

国では、こうした中長期的な各地域の状況に応じて介護サービス基盤の整備や、高齢者介護を支える人的基盤の確保、介護現場における生産性の向上及び地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための具体的な取り組みや目標を検討することが重要であるとしています。

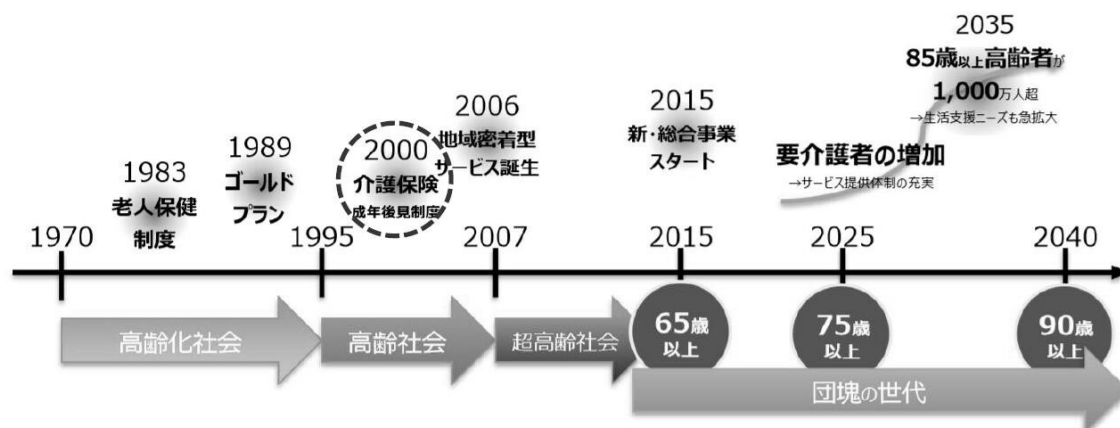
本町においても高齢化は確実に進んでおり、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しています。それに伴い、支援を必要とする高齢者の数も増えていく傾向にあります。

本町では、“必要なときに必要なサービスを適量・適切に提供できるまち”を目指し、介護保険サービスとその他の高齢者福祉サービスを適正に提供していくシステムを構築し、サービスの質を高めていくこととしています。

また、元気な高齢者に対しては、ボランティアや就労などの社会参加の機会を積極的に提案し、高齢者の心身の健康維持、介護予防に繋げていくこととします。

「三股町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」では、前期計画に引き続き、高齢者が“誰かを支える喜びと誰かの支援を上手に受け入れる豊かさ”を地域の日常の中で育み、生活文化に落とし込み、受け継がれていくようなそんな“三股町”でありたいと強く思いつつ本計画づくりを行っています。

“住み慣れた地域でいつまでも 安心して暮らしていきたい”そう切望されている高齢者は、本町にも多数おられます。私たちは、その期待に応えるべく、国が策定した認知症施策推進大綱の理念等も踏まえ、当事者に寄り添い、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化を継続して進めていきます。



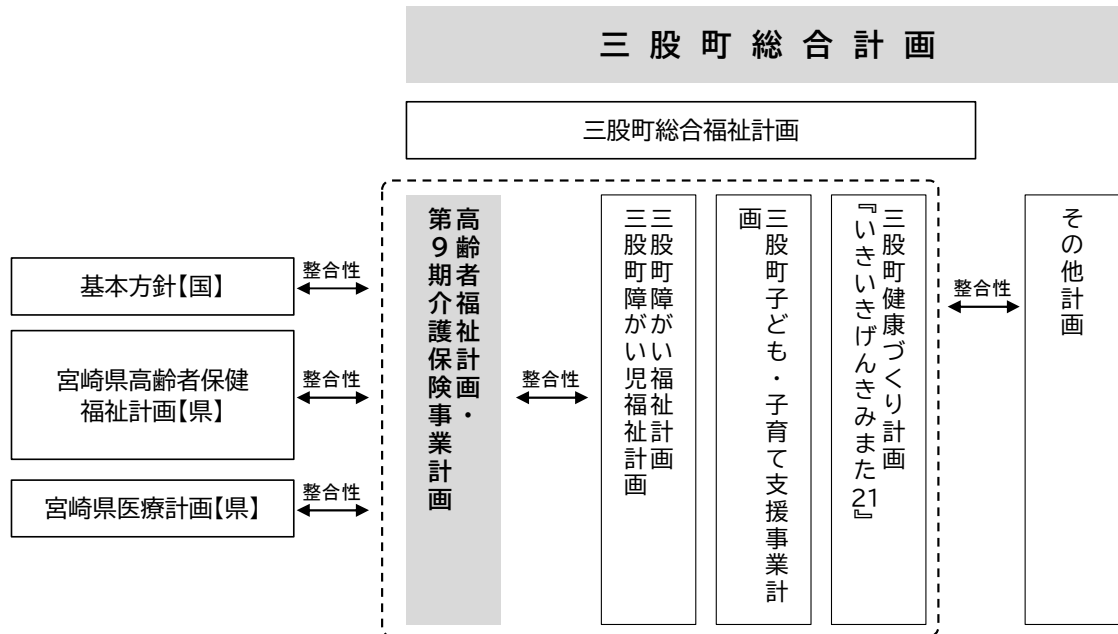
出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>2040年:多面的社会における地域包括ケアシステム」

2 計画の位置づけ

三股町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画は、「老人福祉法第20条の8」に基づく老人福祉計画及び「介護保険法第117条」に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

計画の策定にあたっては、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や宮崎県が策定する「宮崎県高齢者保健福祉計画」、「宮崎県医療計画」、町が策定する「三股町総合計画」、「三股町総合福祉計画」を上位計画とし、その他関連計画と整合を図り策定します。

図表 三股町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の位置づけ

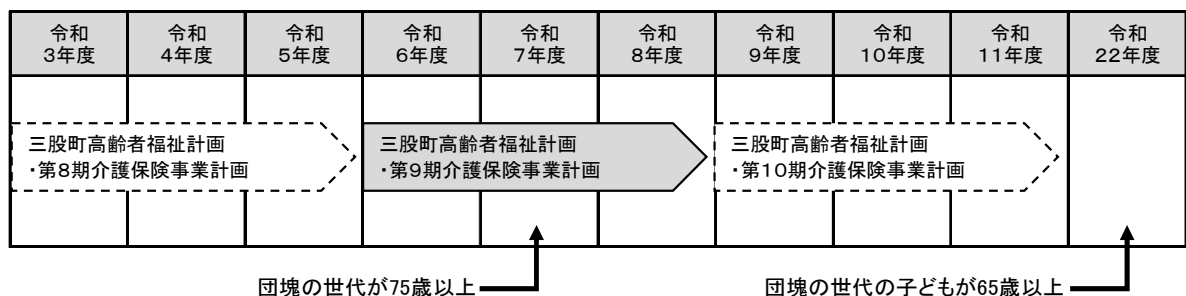


3 計画期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間とします。

なお、本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する令和22(2040)年の双方を見据えた中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

図表 計画期間

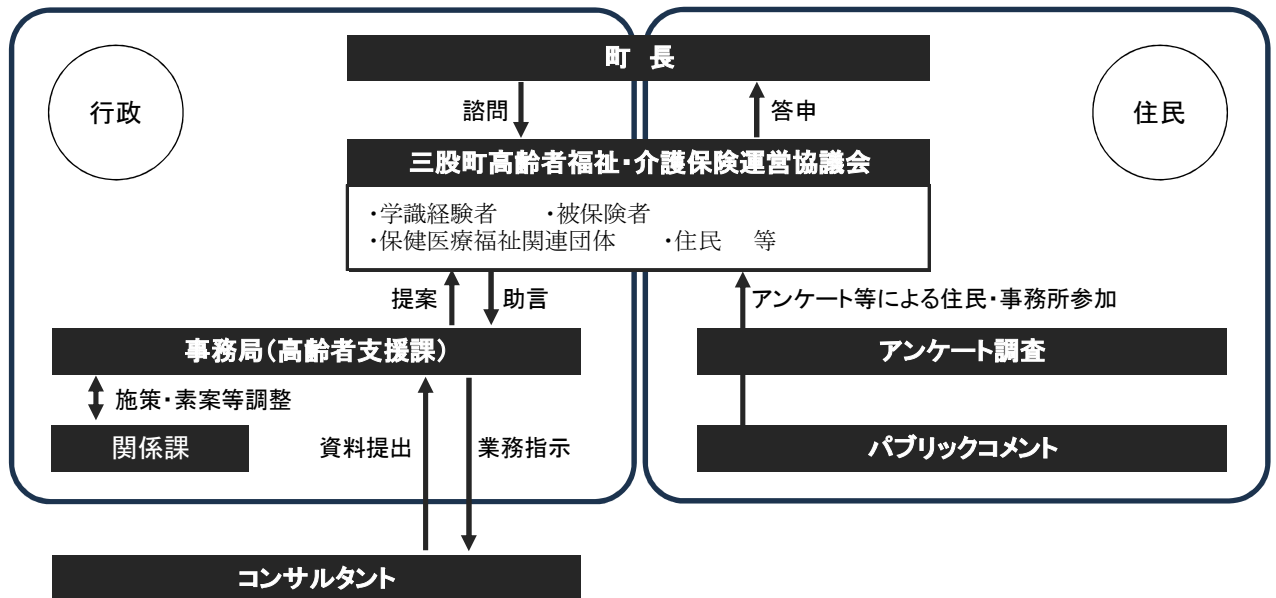


4 策定体制及び進捗管理

(1) 策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者・被保険者・保健医療福祉関連団体・住民など幅広い関係者で構成される「三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会」を設置し、多角的視点から多くの意見を頂きました。

図表 策定体制



(2) 住民意見の反映

①「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「事業所調査」の実施

本計画の策定にあたり、町在住の65歳以上の第1号被保険者の方の中から1,500名を無作為に抽出し、国の示した調査項目に基づき調査を行う「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び町在住の65歳以上の方で、介護認定を受けている方400名を対象に調査を行う「在宅介護実態調査」を実施し、本町の高齢者の実態把握に努めました。

また、介護サービスの提供体制の確保及び質の向上を図るための取組に向け、町内の介護サービス事業者を対象に、「事業所調査」(在宅生活改善調査、居所変更調査、介護人材実態調査)を実施しました。

②パブリックコメントの実施

本計画の素案について、住民の方々から幅広く意見を募集するため、令和6年1月16日から1月29日までパブリックコメントを実施しました。

(3) 計画の進捗管理

本計画の進行状況を管理するために、高齢者福祉事業・介護保険事業の各事業について、「三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会」において、毎年の進捗状況を把握・整理し、PDCAサイクルを活用し、計画の点検・評価に努めます。

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」の評価結果も活用しつつ課題の抽出や優先順位などの検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

5 第9期計画のポイント

第9期計画の基本指針

介護保険法において、厚生労働大臣は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)を定めることとされ、県及び市町村は、その基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めます。

～地域力強化の取組～地域が抱える問題や課題を地域の力で解決していくために

国は第9期計画の基本的な考えを次のように示しています。(※令和5年7月10日社会保障審議会 介護保険部会の資料より抜粋)

- 第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。

今回の見直しでも、第6期計画から推進する地域包括ケアシステムが基本となっています。本町では、“地域を楽しむカタログ”という冊子を作成しており、その中では、各地域で様々な活動に取り組んでいる人の集まりを紹介しています。そこには、人が人としてよりよく生きるための知恵や工夫を見出すことができます。地域ふれあいサロンもその一つです。サロン活動は、自治公民館の中に根ざした活動となり地域の方々の方々の大切な居場所となっています。この第9期計画では、様々な施策、取組を地域にしっかりと根ざしたものにすため、国の計画ポイントを踏まえながら、これまで培ってきた地域づくりの知恵を改めて見直し最大限に活かしながら進めていきたいと考えています。

①介護サービス基盤の計画的な整備

a. 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要である。
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要である。
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者も含めた、地域関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要である。

b. 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要である。
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスをさらに普及する。

c. 令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

- ・地域医療構想との整合性を図りながら、介護離職者ゼロの実現に向けた介護サービス基盤を整備する。

②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

a. 「地域共生社会」の実現に向けた「重層的支援体制整備」

・介護が必要になった80代の高齢者と無職の50代の息子と閉じこもりの20代の孫、家計を支える収入は、80代の親の年金のみ、いわゆる「805020」問題の構図の1例です。そして、親の介護と子育ての両方を担うシングルマザーのケースは、「ダブルケア」の1例です。一つの家庭が抱えている問題の要因が、高齢者、障がい者、児童といった単一の属性を超え、また生活困窮と医療、介護、就学等々入り混じり複雑化し、深刻な社会問題となっています。これらの問題を未然に防ぐ施策や解決していくための体制整備が緊急の課題として求められています。

▶地域共生社会の理念は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができ、それぞれを包み込むような地域や社会を創るという考え方。

▶本町における自治公民館組織は、地域共生社会の実現に向けた中核組織として位置づけることができ、自治公民館の協力のもとに、地域特有の課題を解決しながら持続可能な地域づくりを考えていく必要がある。

▶複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う新たな事業の創設を目指す。

・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待する。

・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要である。

・多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進する。

b. 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

c. 保険者機能の強化

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化。

③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進する。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用する。

・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進する。

